

時間外労働
休日労働
に関する労働時間等設定改善委員会の決議届

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）			
機械器具製造業		工業株式会社			福岡市博多区×-×-×（ ）-（ ）			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間	延長することができる時間			期 間
					1 日	1日を超える一定の期間(起算日)		
					1ヶ月(毎月1日)	1年(4月1日)		
下記 に該当しない労働者	取引先の都合等で臨時の業務を行う場合	営業	2人	1日8時間	3時間	40時間	300時間	平成 年 月 日から1年間
	月末の棚卸のため	経理	同上	同上	3時間	40時間	300時間	
	1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時の受主・納期の変更	機械組立	20人	同上	2時間	20時間	180時間
	同上	検査	3人	同上	2時間	20時間	180時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期 間
取引先の都合等で臨時の業務を行う場合		営業	2人	毎週土日及び国民の休日	1ヶ月のうち2回、8:00～17:00			平成 年 月 日から1年間
臨時の受主・納期の変更などの場合		機械組立	20人	（別紙年間カレンダー） で定める日	同上			

決議の成立年月日 平成 年 月 日
委員会の委員数(8)人

委員の氏名							
推薦に基づき指名された委員				その他の委員			

決議は、上記委員の5分の4以上の多数により行われたものである。

委員会の委員の半数の推薦者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 組立工
氏名 福岡 太郎
委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法(投票による選挙)

平成 年 月 日
労働基準監督署長 殿
使用者 職名 工業株式会社 代表取締役
氏名 博多 一郎



記載心得
1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について決議をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
2 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
(1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
(2) 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、決議で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該決議で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
3 の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える变形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
4 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
5 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
6 「推薦に基づき指名された委員」の欄には、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入すること。
7 「決議」には、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第2項により労働時間等設定改善委員会とみなされる労働安全衛生法第18条第1項の規定により設置された衛生委員会（同法第19条第1項の規定により設置された安全衛生委員会を含む。）の決議を含むこと。